

改 定 後	改 定 前
<p>第2章 委員会 第3条（委員会） 委員会規程については、<u>理事会</u>の議を経て、 制定、変更又は廃止することができる。</p> <p>附 則</p> <p><u>9. 本細則は、平成30年5月20日に改定し施行する</u></p>	<p>第2章 委員会 第3条（委員会） 委員会規程については、<u>社員総会</u>の議を経て、 制定、変更又は廃止することができる。</p> <p>附 則</p> <p><u>（新設）</u></p>